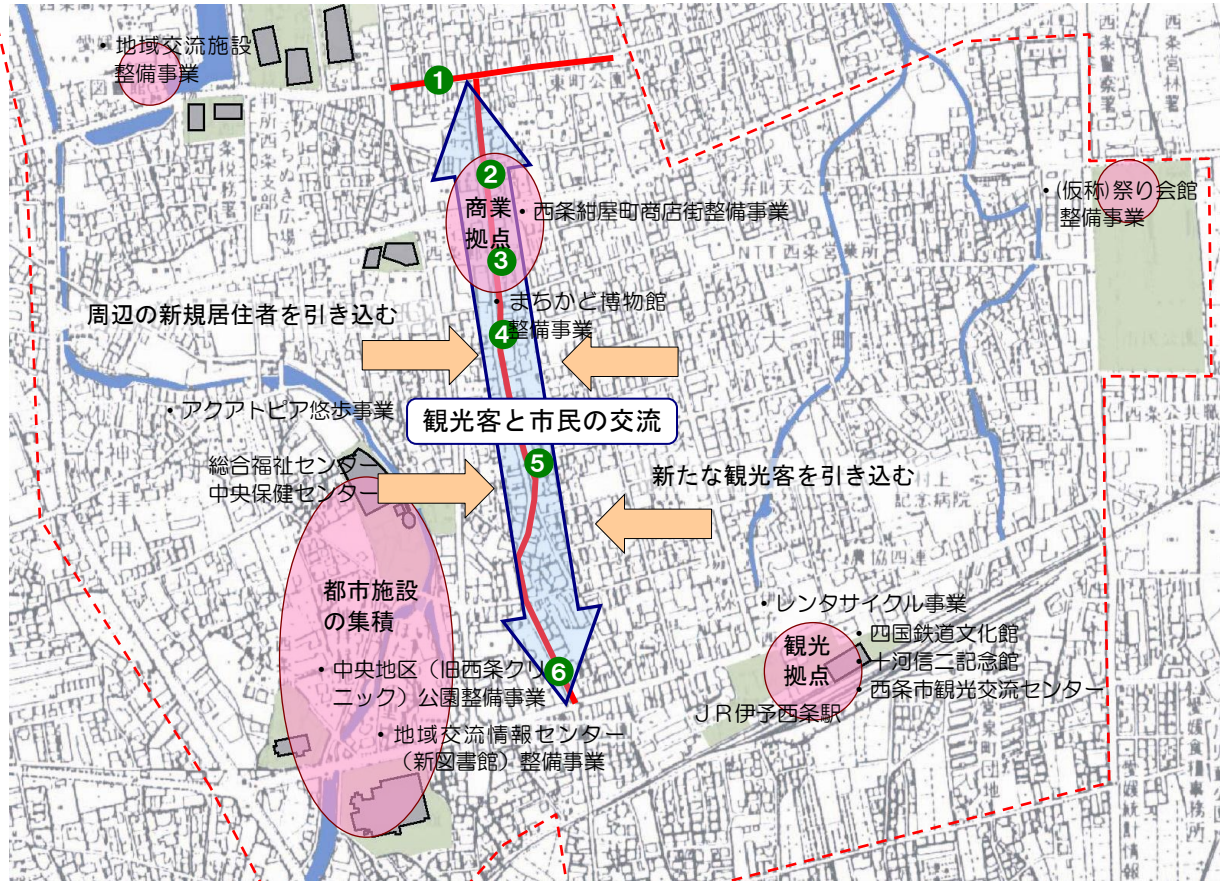


西条市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後	変 更 前															
(1 ページ) ○基本計画の名称：西条市中心市街地活性化基本計画 ○作成主体：愛媛県西条市 ○計画期間：平成 20 年 7 月から平成 <u>26</u> 年 3 月まで（<u>5</u> 年 9 月） 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針（略） 2. 中心市街地の位置及び区域（略） 3. 中心市街地の活性化の目標 (1) 西条市中心市街地活性化の目標（略） (2) 目標の実現に向けた取組方針（略） (3) 目標指標の考え方（略） (4) 計画期間の考え方（54 ページ） 本計画の計画期間は、平成 20 年 7 月から、既に進捗している事業や新たに取り組む事業が完了し、事業実施の効果が現れると見込まれる平成 <u>26</u> 年 3 月までの <u>5</u> 年 9 月とし、目標年次を平成 <u>25</u> 年度とします。 (5) 目標指標の設定と具体的な目標数値の考え方 目標指標①：歩行者・自転車通行量（休日） 1）具体的な目標数値の考え方 <u>計画変更により計画の終期を当初設定していた平成 25 年 3 月から平成 26 年 3 月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとします。</u> 西条紺屋町商店街整備事業による商店街のリニューアルと住宅の確保等により、まちなかへの新規居住者の商店街利用による効果と、観光拠点の新たな観光ニーズに対するレンタサイクル事業やアクアトピア悠歩事業によって、市街地内への回遊性向上による効果を見込み、歩行者・自転車通行量の長期的な目標は、中心市街地周辺にフジグラン西条などの大規模商業施設が立地し、商店街の回遊性が失われる直前の値である平成 13 年の約 11,000 人とします。 ただし、長期目標の中間値として、本計画期間の目標は、10,000 人を目標とします。 <table><tr><td>目標指標①</td><td>平成 19 年（実績）</td><td>平成 <u>25</u> 年（目標）</td><td>平成 29 年（参考値）</td></tr><tr><td>歩行者・自転車通行量（休日）</td><td>8,449 人</td><td>10,000 人</td><td>11,000 人</td></tr></table> (1 ページ) ○基本計画の名称：西条市中心市街地活性化基本計画 ○作成主体：愛媛県西条市 ○計画期間：平成 20 年 7 月から平成 <u>25</u> 年 3 月まで（<u>4</u> 年 9 月） 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針（略） 2. 中心市街地の位置及び区域（略） 3. 中心市街地の活性化の目標 (1) 西条市中心市街地活性化の目標（略） (2) 目標の実現に向けた取組方針（略） (3) 目標指標の考え方（略） (4) 計画期間の考え方（54 ページ） 本計画の計画期間は、平成 20 年 7 月から、既に進捗している事業や新たに取り組む事業が完了し、事業実施の効果が現れると見込まれる平成 <u>25</u> 年 3 月までの <u>4</u> 年 9 月とし、目標年次を平成 <u>24</u> 年度とします。 (5) 目標指標の設定と具体的な目標数値の考え方 目標指標①：歩行者・自転車通行量（休日） 1）具体的な目標数値の考え方 西条紺屋町商店街整備事業による商店街のリニューアルと住宅の確保等により、まちなかへの新規居住者の商店街利用による効果と、観光拠点の新たな観光ニーズに対するレンタサイクル事業やアクアトピア悠歩事業によって、市街地内への回遊性向上による効果を見込み、歩行者・自転車通行量の長期的な目標は、中心市街地周辺にフジグラン西条などの大規模商業施設が立地し、商店街の回遊性が失われる直前の値である平成 13 年の約 11,000 人とします。 ただし、長期目標の中間値として、本計画期間の <u>5 年間の</u>目標は、10,000 人を目標とします。 <table><tr><td>目標指標①</td><td>平成 19 年（実績）</td><td>平成 <u>24</u> 年（目標）</td><td>平成 29 年（参考値）</td></tr><tr><td>歩行者・自転車通行量（休日）</td><td>8,449 人</td><td>10,000 人</td><td>11,000 人</td></tr></table>	目標指標①	平成 19 年（実績）	平成 <u>25</u> 年（目標）	平成 29 年（参考値）	歩行者・自転車通行量（休日）	8,449 人	10,000 人	11,000 人	目標指標①	平成 19 年（実績）	平成 <u>24</u> 年（目標）	平成 29 年（参考値）	歩行者・自転車通行量（休日）	8,449 人	10,000 人	11,000 人
目標指標①	平成 19 年（実績）	平成 <u>25</u> 年（目標）	平成 29 年（参考値）													
歩行者・自転車通行量（休日）	8,449 人	10,000 人	11,000 人													
目標指標①	平成 19 年（実績）	平成 <u>24</u> 年（目標）	平成 29 年（参考値）													
歩行者・自転車通行量（休日）	8,449 人	10,000 人	11,000 人													

■目標数値の調査地点と回遊性の向上の考え方

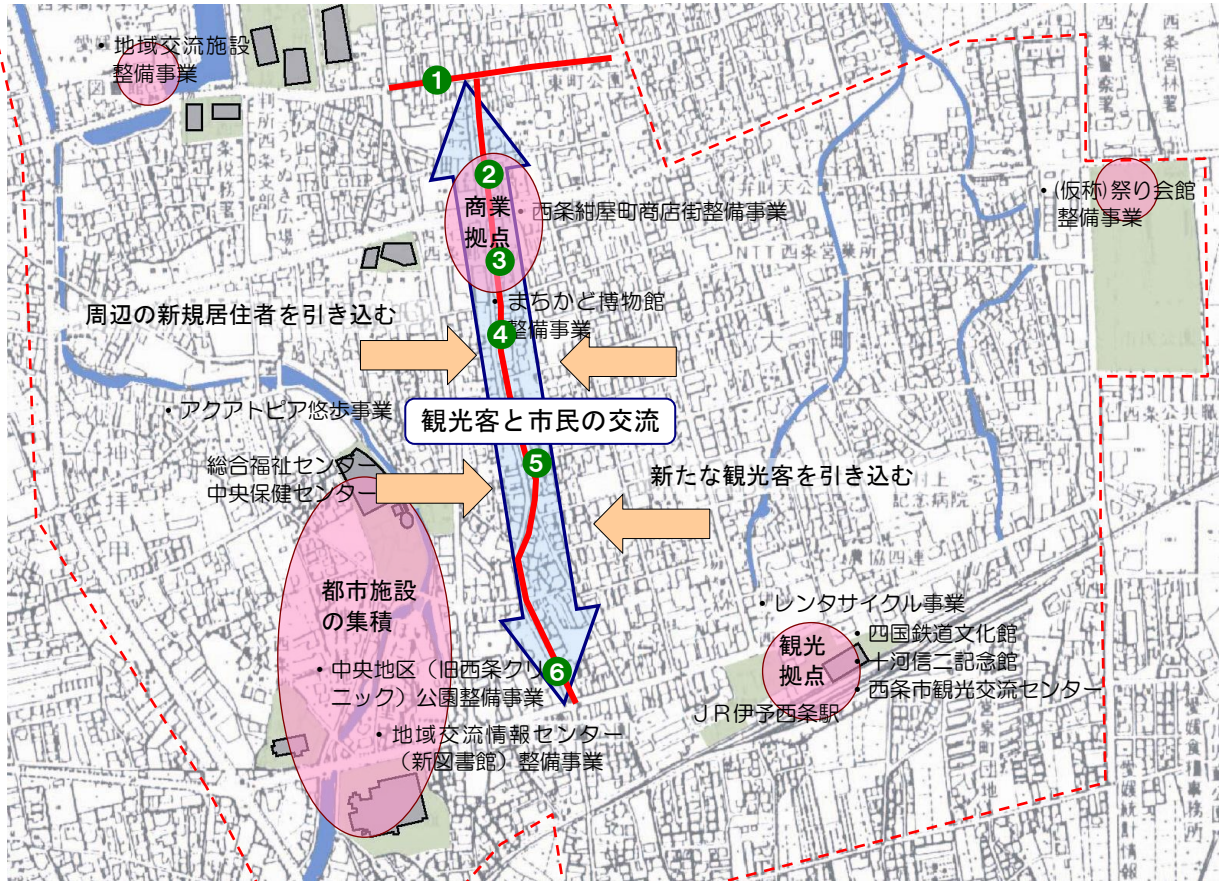


歩行者・自転車通行量の目標数値の設定にあたっては、次に示す項目ごとに事業実施による効果を積算して設定するものとします。

①過去のトレンドを踏まえた平成 25 年の歩行者・自転車通行量	7,420 人
②各種事業の効果による歩行者・自転車通行量の増加	2,530 人
i)「まちなか居住の推進」の効果による歩行者・自転車通行量の増加	1,180 人
ii)「鉄道歴史パーク in SAIJO」のオープンによる観光客の増加並びにレンタサイクル事業、アクアトピア悠歩事業による回遊性の向上」の効果による歩行者・自転車通行量の増加	550 人
iii)「(仮称)祭り会館整備事業による観光客の増加並びにレンタサイクル事業、まちかど博物館整備事業による回遊性の向上」の効果による歩行者・自転車通行量の増加	290 人
iv)「地域交流情報センター(新図書館)整備事業」の効果による歩行者・自転車通行量の増加	80 人
v)「地域交流施設整備事業」の効果による歩行者・自転車通行量の増加	100 人
vi)「西条紺屋町商店街整備事業」による来街者への波及効果	330 人
歩行者・自転車通行量の目標数値 (①+②)	約 10,000 人

- ① 過去のトレンドを踏まえた平成 25 年の歩行者・自転車通行量⇒7,420 人
- 平成 13 年から平成 15 年にかけては、周辺に大規模小売店舗が立地したこともあり、大幅な減少がみられる。
 - 中心市街地の小売店舗の販売額等も減少が続いていることから、このまま対策を講じない場合、さらに店街における歩行者・自転車通行量は減少することが予測される。

■目標数値の調査地点と回遊性の向上の考え方

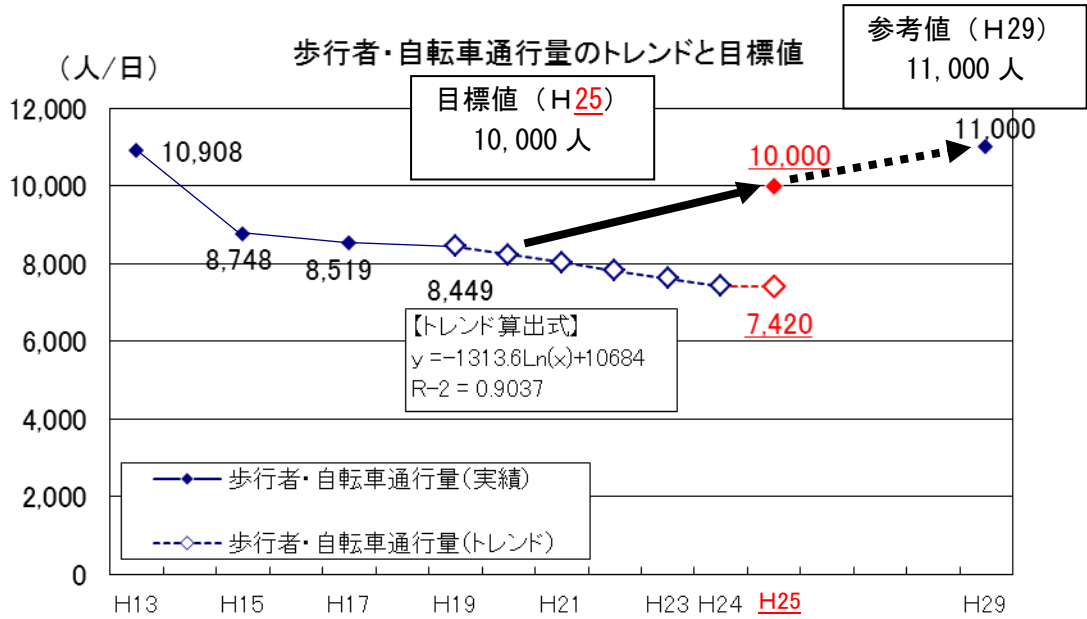


歩行者・自転車通行量の目標数値の設定にあたっては、次に示す項目ごとに事業実施による効果を積算して設定するものとします。

①過去のトレンドを踏まえた平成 24 年の歩行者・自転車通行量	7,420 人
②各種事業の効果による歩行者・自転車通行量の増加	2,530 人
i)「まちなか居住の推進」の効果による歩行者・自転車通行量の増加	1,180 人
ii)「鉄道歴史パーク in SAIJO」のオープンによる観光客の増加並びにレンタサイクル事業、アクアトピア悠歩事業による回遊性の向上」の効果による歩行者・自転車通行量の増加	550 人
iii)「(仮称)祭り会館整備事業による観光客の増加並びにレンタサイクル事業、まちかど博物館整備事業による回遊性の向上」の効果による歩行者・自転車通行量の増加	290 人
iv)「地域交流情報センター(新図書館)整備事業」の効果による歩行者・自転車通行量の増加	80 人
v)「地域交流施設整備事業」の効果による歩行者・自転車通行量の増加	100 人
vi)「西条紺屋町商店街整備事業」による来街者への波及効果	330 人
歩行者・自転車通行量の目標数値 (①+②)	約 10,000 人

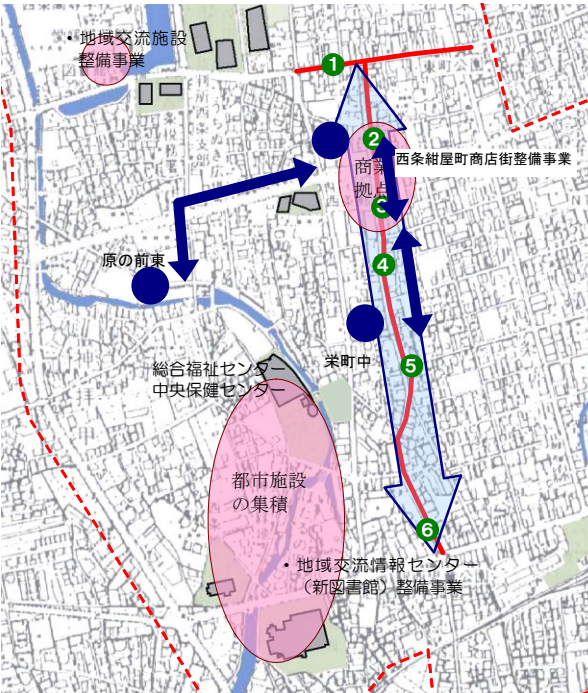
- ① 過去のトレンドを踏まえた平成 24 年の歩行者・自転車通行量⇒7,420 人
- 平成 13 年から平成 15 年にかけては、周辺に大規模小売店舗が立地したこともあり、大幅な減少がみられる。
 - 中心市街地の小売店舗の販売額等も減少が続いていることから、このまま対策を講じない場合、さらに

- 歩行者・自転車通行量の推計にあたっては、今後、郊外部に(仮称)コメリパワー西条店が立地することを勘案すると、平成 13 年にイオン新居浜ショッピングセンターが立地した後の平成 13 年から平成 15 年の動向と同様の動きが予想されるため、平成 13 年以降の値をもとに回帰分析を行う。
- 対数回帰を用いると、目標年次の平成 25 年には 7,420 人まで減少することが予測される。

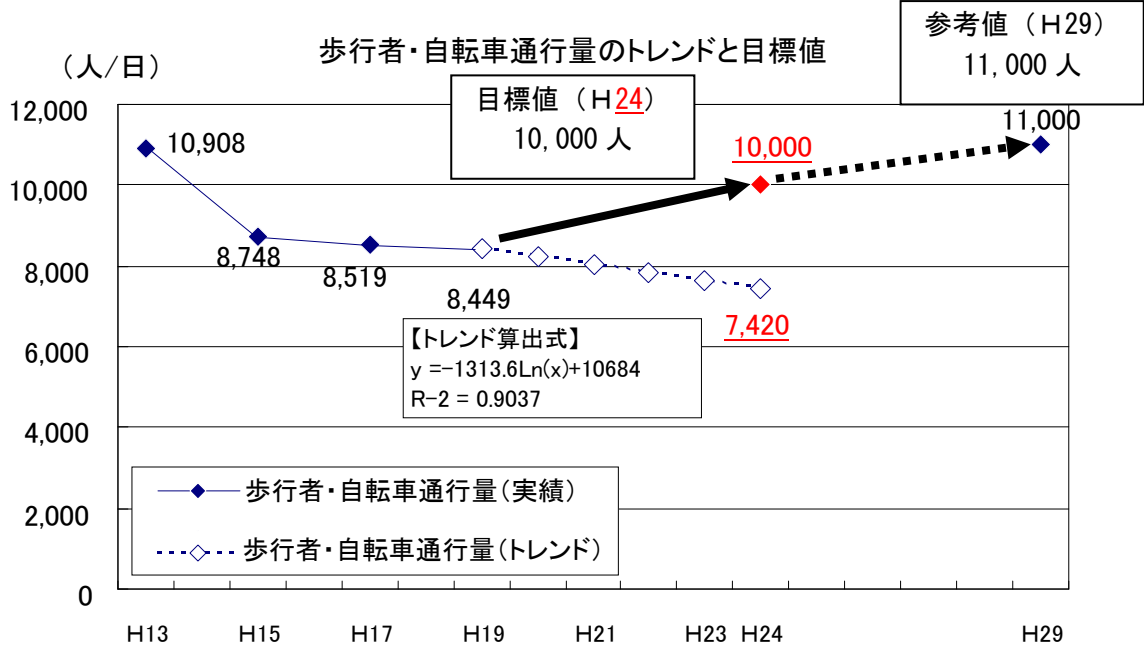


- ②各種事業の効果による歩行者・自転車通行量の増加⇒2,530 人
- i)「まちなか居住の推進」の効果による歩行者・自転車通行量の増加⇒1,180 人

- 目標 2 のまちなか居住の推進により、平成 25 年においては、590 人の人口増加を見込む。
- 新たな居住者全員が、商店街の少なくとも 2 地点を回遊することを見込む。
- 具体的には、西条紺屋町商店街整備事業により、②、③地点を通行する。民間マンションの建設により、「原の前東」から②、③地点を通行し、「栄町中」から④、⑤地点を通行する。空き家情報発信事業により、周辺住宅地から商店街を利用する際に、①～⑥地点のいずれか 2 地点を通行する。

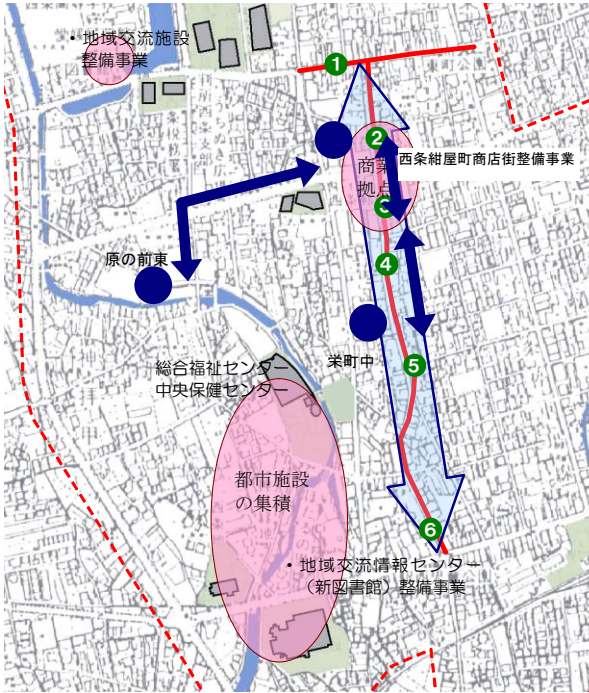


- 店街における歩行者・自転車通行量は減少することが予測される。
- 歩行者・自転車通行量の推計にあたっては、今後、郊外部に(仮称)コメリパワー西条店が立地することを勘案すると、平成 13 年にイオン新居浜ショッピングセンターが立地した後の平成 13 年から平成 15 年の動向と同様の動きが予想されるため、平成 13 年以降の値をもとに回帰分析を行う。
 - 対数回帰を用いると、目標年次の平成 24 年には 7,420 人まで減少することが予測される。



- ②各種事業の効果による歩行者・自転車通行量の増加⇒2,530 人
- i)「まちなか居住の推進」の効果による歩行者・自転車通行量の増加⇒1,180 人

- 目標 2 のまちなか居住の推進により、平成 24 年においては、590 人の人口増加を見込む。
- 新たな居住者全員が、商店街の少なくとも 2 地点を回遊することを見込む。
- 具体的には、西条紺屋町商店街整備事業により、②、③地点を通行する。民間マンションの建設により、「原の前東」から②、③地点を通行し、「栄町中」から④、⑤地点を通行する。空き家情報発信事業により、周辺住宅地から商店街を利用する際に、①～⑥地点のいずれか 2 地点を通行する。



【算出根拠】
(西条紺屋町商店街整備事業) ・100人(人口増加分)×2地点=200人

(民間マンション建設)
「原の前東」 ・170人(人口増加分)×2地点=340人
「栄町中」 ・300人(人口増加分)×2地点=600人

(空き家情報発信事業) ・20人(人口増加分)×2地点=40人

ii)～v) (略)

2) 目標達成に必要な事業等の考え方 (略)

3) フォローアップの考え方
中心商店街における歩行者・自転車通行量については、西条商工会議所が2年に1回実施している商店街交通量調査を根拠としています。計画期間中は平成21年と平成23年に行う予定ですが、目標年次である平成25年にも実施し、目標数値の10,000人の実現を目指します。また、平成21年、平成23年の調査結果に基づいて、事業の進捗状況を検証します。検証にあたっては、目標数値の妥当性、既存事業の見直しと新規事業の必要性について検討し、ハード事業、ソフト事業を含め、目標の実現に向けた事業の見直しを行い、必要に応じて改善措置を講じていくものとします。

参考目標指標：空き店舗率

1) 具体的な参考目標値の考え方
計画変更により計画の終期を当初設定していた平成25年3月から平成26年3月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとします。
現状の空き店舗率は43.3%、空き店舗数は93店舗であり、これ以上空き店舗が増加すると、商店街として機能しなくなかなかない状況です。平成25年の空き店舗率は、フジ西条店が閉店し、商店街の回遊性が失われる前の値である平成17年の約40%を参考目標値とし、今後も引き続き商業活性化に取り組むとともに、さらなる空き店舗率の減少に向けて、効果的な事業を検討していきます。

参考目標指標	平成19年(実績)	平成 <u>25</u> 年(参考目標)
空き店舗率	43.3%	40.0%

空き店舗数の参考目標値の設定にあたっては、次に示す項目ごとに事業実施による効果を積算して設定するものとします。

①過去のトレンドを踏まえた平成 <u>25</u> 年の空き店舗率	48.5%
②各種事業の効果による空き店舗率	40.0%
i) 西条紺屋町商店街整備事業の空き店舗の解消による空き店舗の減少	15店舗
ii) 子育て支援施設整備事業の空き店舗の活用による空き店舗の減少	1店舗
iii) まちかど博物館整備事業の空き店舗の活用による空き店舗の減少	2店舗
空き店舗率の参考目標値	40.0%

【算出根拠】
(西条紺屋町商店街整備事業) ・100人(人口増加分)×2地点=200人

(民間マンション建設)
「原の前東」 ・170人(人口増加分)×2地点=340人
「栄町中」 ・300人(人口増加分)×2地点=600人

(空き家情報発信事業) ・20人(人口増加分)×2地点=40人

ii)～v) (略)

2) 目標達成に必要な事業等の考え方 (略)

3) フォローアップの考え方
中心商店街における歩行者・自転車通行量については、西条商工会議所が2年に1回実施している商店街交通量調査を根拠としています。計画期間中は平成21年と平成23年に行う予定ですが、目標年次である平成24年にも実施し、目標数値の10,000人の実現を目指します。また、平成21年、平成23年の調査結果に基づいて、事業の進捗状況を検証します。検証にあたっては、目標数値の妥当性、既存事業の見直しと新規事業の必要性について検討し、ハード事業、ソフト事業を含め、目標の実現に向けた事業の見直しを行い、必要に応じて改善措置を講じていくものとします。

参考目標指標：空き店舗率

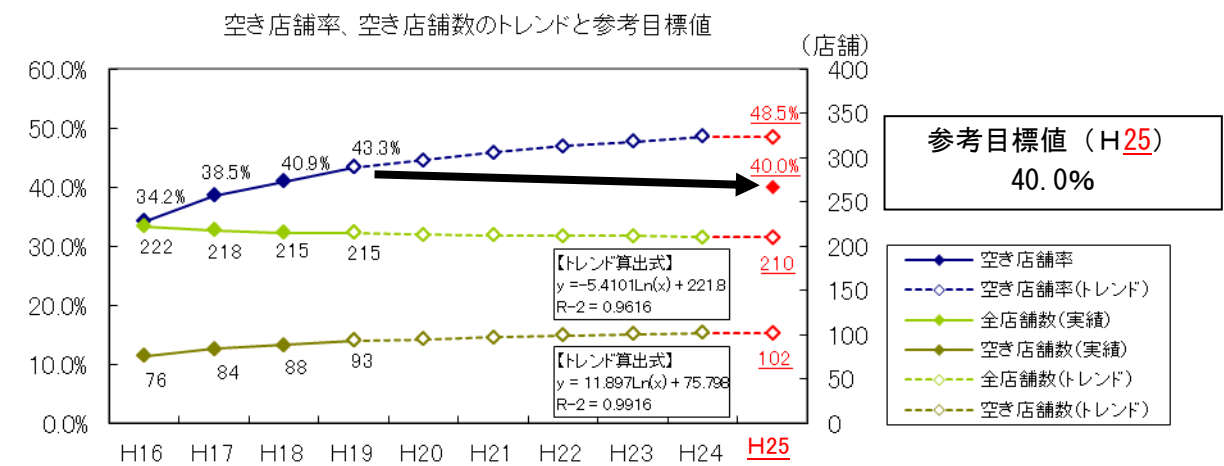
1) 具体的な参考目標値の考え方
現状の空き店舗率は43.3%、空き店舗数は93店舗であり、これ以上空き店舗が増加すると、商店街として機能しなくなかなかない状況です。平成24年の空き店舗率は、フジ西条店が閉店し、商店街の回遊性が失われる前の値である平成17年の約40%を参考目標値とし、今後も引き続き商業活性化に取り組むとともに、さらなる空き店舗率の減少に向けて、効果的な事業を検討していきます。

参考目標指標	平成19年(実績)	平成 <u>24</u> 年(参考目標)
空き店舗率	43.3%	40.0%

空き店舗数の参考目標値の設定にあたっては、次に示す項目ごとに事業実施による効果を積算して設定するものとします。

①過去のトレンドを踏まえた平成 <u>24</u> 年の空き店舗率	48.5%
②各種事業の効果による空き店舗率	40.0%
i) 西条紺屋町商店街整備事業の空き店舗の解消による空き店舗の減少	15店舗
ii) 子育て支援施設整備事業の空き店舗の活用による空き店舗の減少	1店舗
iii) まちかど博物館整備事業の空き店舗の活用による空き店舗の減少	2店舗
空き店舗率の参考目標値	40.0%

- ①過去のトレンドを踏まえた平成 25 年の空き店舗率⇒48.5%
- ・空き店舗率は増加しているが、鈍化傾向にある。
 - ・鈍化傾向にあるものの、今後もこのまま対策を講じない場合、さらに空き店舗が発生し、空き店舗率は増加することが予測される。
 - ・空き店舗率の推計にあたっては、空き店舗調査を開始した平成 16 年以降の値をもとに回帰分析を行う。
 - ・対数回帰を用いると、目標年次の平成 25 年には、全店舗数は 210 店舗まで減少し、空き店舗数 102 店舗、空き店舗率 48.5%まで増加することが予測される。



- ②各種事業の効果による空き店舗率⇒40.0%
- i)～iii) (略)

空き店舗数 (H24 推計)	西条紺屋町商店街整備事業の空き店舗の解消	子育て支援施設整備事業の空き店舗の活用	まちかど博物館整備事業の空き店舗の活用	空き店舗数 (H25 目標)
102 店舗	15 店舗	1 店舗	2 店舗	84 店舗

$$\frac{84 \text{ 店舗 (H25 空き店舗数)}}{210 \text{ 店舗 (H25 全店舗数)}} = 40\%$$

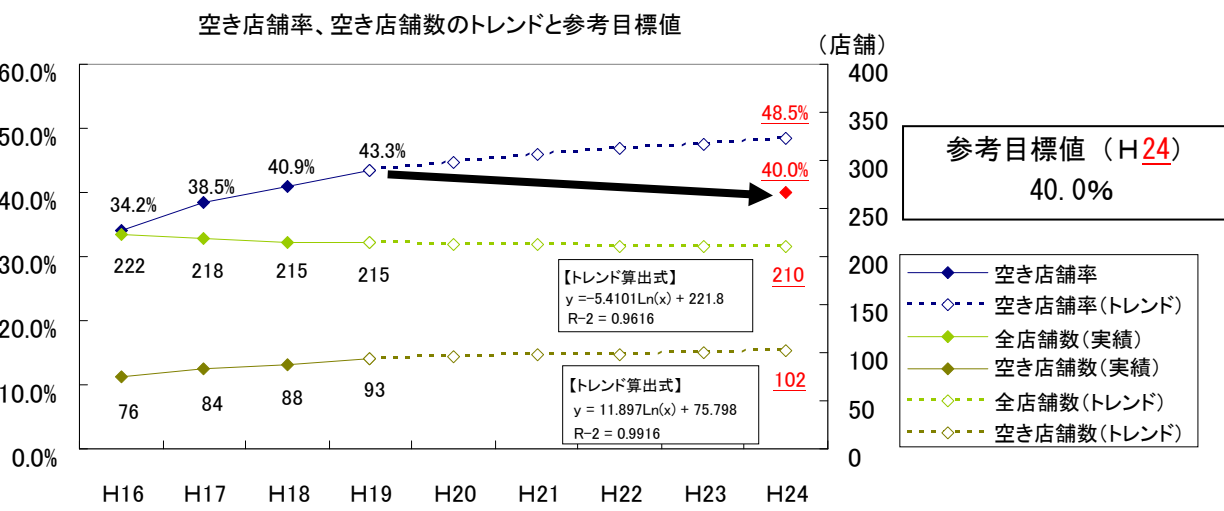
2) 参考目標値の達成に必要な事業等の考え方 (略)

3) フォローアップの考え方 (略)

目標指標②：居住人口

- 1) 具体的な目標数値の考え方
- 計画変更により計画の終期を当初設定していた平成 25 年 3 月から平成 26 年 3 月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとします。
- 平成 16 年の 9,088 人をピークに、中心市街地の居住人口は減少傾向にあります。平成 19 年の中心市街地の居住人口 8,873 人から、目標年次の平成 25 年には約 8,540 人まで減少することが予想されるところを、商店街の整備に併せた住宅供給と、民間住宅の建設を促進することで、590 人の増加を目標とし、新規転入者の増加から社会増によって中心部の求心力が保たれていた平成 16 年当時の約 9,100 人を目標とします。

- ①過去のトレンドを踏まえた平成 24 年の空き店舗率⇒48.5%
- ・空き店舗率は増加しているが、鈍化傾向にある。
 - ・鈍化傾向にあるものの、今後もこのまま対策を講じない場合、さらに空き店舗が発生し、空き店舗率は増加することが予測される。
 - ・空き店舗率の推計にあたっては、空き店舗調査を開始した平成 16 年以降の値をもとに回帰分析を行う。
 - ・対数回帰を用いると、目標年次の平成 24 年には、全店舗数は 210 店舗まで減少し、空き店舗数 102 店舗、空き店舗率 48.5%まで増加することが予測される。



- ②各種事業の効果による空き店舗率⇒40.0%
- i)～iii) (略)

空き店舗数 (H24 推計)	西条紺屋町商店街整備事業の空き店舗の解消	子育て支援施設整備事業の空き店舗の活用	まちかど博物館整備事業の空き店舗の活用	空き店舗数 (H24 目標)
102 店舗	15 店舗	1 店舗	2 店舗	84 店舗

$$\frac{84 \text{ 店舗 (H24 空き店舗数)}}{210 \text{ 店舗 (H24 全店舗数)}} = 40\%$$

2) 参考目標値の達成に必要な事業等の考え方 (略)

3) フォローアップの考え方 (略)

目標指標②：居住人口

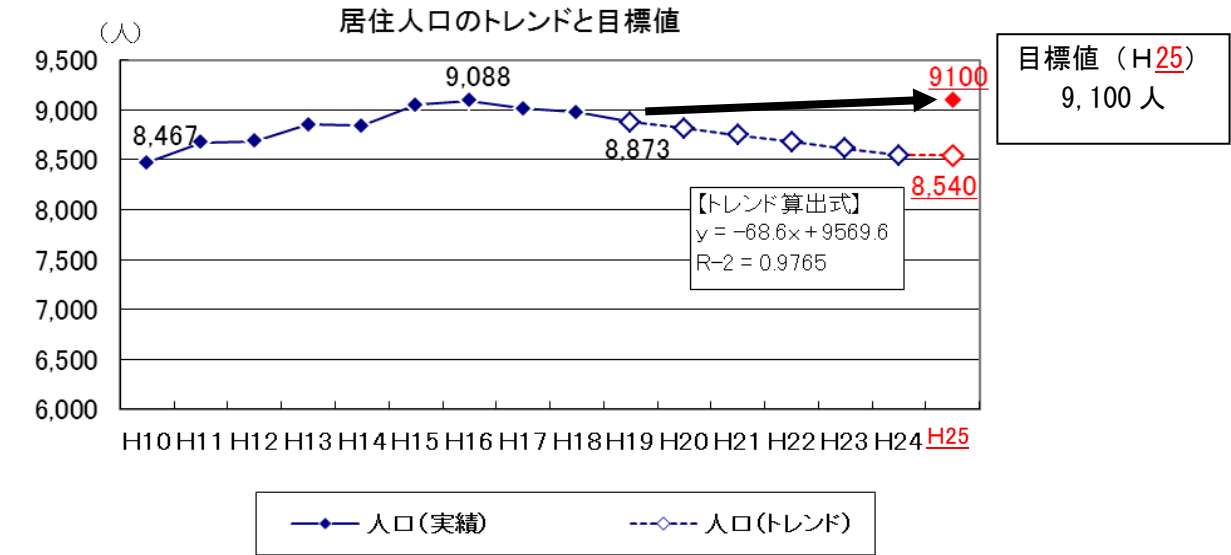
- 1) 具体的な目標数値の考え方
- 平成 16 年の 9,088 人をピークに、中心市街地の居住人口は減少傾向にあります。平成 19 年の中心市街地の居住人口 8,873 人から、目標年次の平成 24 年には約 8,540 人まで減少することが予想されるところを、商店街の整備に併せた住宅供給と、民間住宅の建設を促進することで、590 人の増加を目標とし、新規転入者の増加から社会増によって中心部の求心力が保たれていた平成 16 年当時の約 9,100 人を目標とします。

目標指標②	平成 19 年（実績）	平成 <u>25</u> 年（目標）
居住人口	8,873 人	9,100 人

居住人口の目標数値の設定にあたっては、次に示す項目ごとに事業実施による効果を積算して設定するものとします。

①過去のトレンドを踏まえた平成 <u>25</u> 年の居住人口	8,540 人
②各種事業の効果による居住人口の増加	590 人
i) 西条紺屋町商店街整備事業の住宅供給による人口増加	100 人
ii) 今後、供給が予定されている民間住宅の供給による人口増加	470 人
iii) 空き家情報発信事業の効果による人口増加	20 人
居住人口の目標数値（①+②）	約 9,100 人

- ① 過去のトレンドを踏まえた平成 25 年の居住人口⇒8,540 人
- 平成 16 年以降、中心市街地の人口は減少傾向にある。
 - 中心市街地の高齢化が進展していることから、このまま対策を講じない場合、さらに人口減少が続くことが予測される。
 - 推計人口を算出するにあたっては、人口が減少した平成 16 年以降の値をもとに回帰分析を行う。
 - 直線回帰を用いると、目標年次の平成 25 年には 8,540 人まで減少することが予測される。



■人口・世帯数推計結果

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H <u>25</u>
人口	8,467	8,672	8,683	8,849	8,837	9,049	9,088	9,013	8,972	8,873	8,815	8,746	8,678	8,609	8,541	<u>8,541</u>
世帯数	3,139	3,300	3,317	3,410	3,425	3,531	4,011	4,004	4,019	4,008	4,013	4,013	4,013	4,013	4,013	<u>4,013</u>
世帯人員	2.70	2.63	2.62	2.60	2.58	2.56	2.27	2.25	2.23	2.21	2.20	2.18	2.16	2.15	2.13	<u>2.13</u>

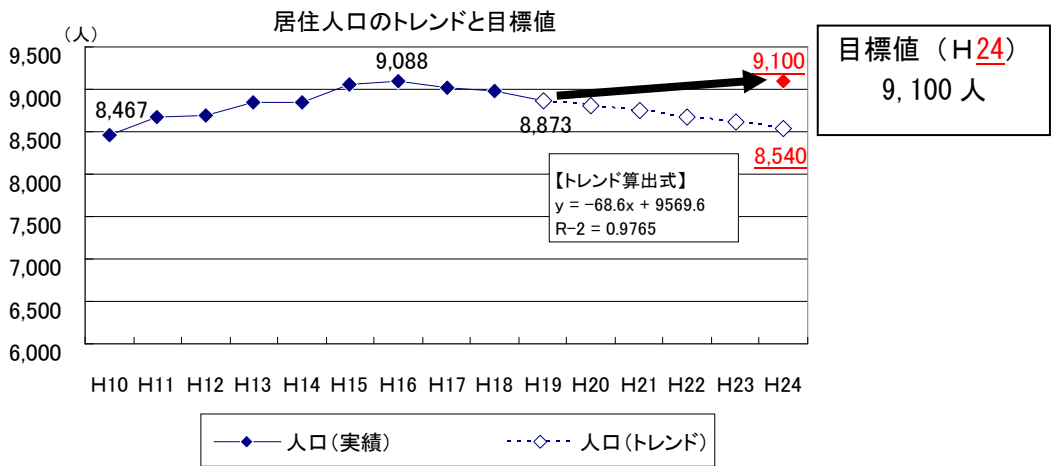
- ②各種事業の効果による居住人口の増加⇒590 人
- i) 西条紺屋町商店街整備事業の住宅供給による人口増加⇒100 人
- 西条紺屋町商店街整備事業にあわせ、45 戸の住宅供給が予定されており、新規入居者による人口増加を見込む。なお、住戸タイプは今後検討してくため、見込み人口の算出にあたっては、平成 25 年の世帯人員の推計値を用いて算出する。

目標指標②	平成 19 年（実績）	平成 <u>24</u> 年（目標）
居住人口	8,873 人	9,100 人

居住人口の目標数値の設定にあたっては、次に示す項目ごとに事業実施による効果を積算して設定するものとします。

①過去のトレンドを踏まえた平成 <u>24</u> 年の居住人口	8,540 人
②各種事業の効果による居住人口の増加	590 人
i) 西条紺屋町商店街整備事業の住宅供給による人口増加	100 人
ii) 今後、供給が予定されている民間住宅の供給による人口増加	470 人
iii) 空き家情報発信事業の効果による人口増加	20 人
居住人口の目標数値（①+②）	約 9,100 人

- ①過去のトレンドを踏まえた平成 24 年の居住人口⇒8,540 人
- 平成 16 年以降、中心市街地の人口は減少傾向にある。
 - 中心市街地の高齢化が進展していることから、このまま対策を講じない場合、さらに人口減少が続くことが予測される。
 - 推計人口を算出するにあたっては、人口が減少した平成 16 年以降の値をもとに回帰分析を行う。
 - 直線回帰を用いると、目標年次の平成 24 年には 8,540 人まで減少することが予測される。



■人口・世帯数推計結果

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人口	8,467	8,672	8,683	8,849	8,837	9,049	9,088	9,013	8,972	8,873	8,815	8,746	8,678	8,609	8,541
世帯数	3,139	3,300	3,317	3,410	3,425	3,531	4,011	4,004	4,019	4,008	4,013	4,013	4,013	4,013	4,013
世帯人員	2.70	2.63	2.62	2.60	2.58	2.56	2.27	2.25	2.23	2.21	2.20	2.18	2.16	2.15	2.13

- ②各種事業の効果による居住人口の増加⇒590 人
- i) 西条紺屋町商店街整備事業の住宅供給による人口増加⇒100 人
- 西条紺屋町商店街整備事業にあわせ、45 戸の住宅供給が予定されており、新規入居者による人口増加を見込む。なお、住戸タイプは今後検討してくため、見込み人口の算出にあたっては、平成 24 年の世帯人員の推計値を用いて算出する。

■西条紺屋町商店街整備事業による住宅供給の概要					
地区	階数	構造	最高高さ（m）	計画戸数	状況
紺屋町	3（住宅部分）	R C	－	45	H20 より事業実施
【算出根拠】					
・ 45 戸（供給戸数）×2.13 人／世帯≒100 人					
※「2.13 人／世帯」は、人口のトレンドと世帯数のトレンド（対数回帰）から、平成 25 年の世帯人員を推計している。（63 ページの表「人口・世帯数推計結果」を参照）					
ii）（略）					
iii）空き家情報発信事業の効果による人口増加⇒20 人					
・平成 20 年より 2 ヶ年かけて空き家調査、情報発信等の準備を行う。					
・その後、3 年間で空き家活用戶数 9 戸（3 戸／年）を目標とする。なお、見込み人口の算出にあたっては、平成 25 年の世帯人員の推計値を用いて算出する。					
【算出根拠】					
・ 9 戸（供給戸数）×2.13 人／世帯≒20 人					
※「2.13 人／世帯」は、人口のトレンドと世帯数のトレンド（対数回帰）から、平成 25 年の世帯人員を推計している。（63 ページの表「人口・世帯数推計結果」を参照）					
2）目標達成に必要な事業等の考え方（略）					
3）フォローアップの考え方（略）					

4～5.（略）

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2]（2）①（略）

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市営泉町住宅建替事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：西条紺屋町商店街 A 地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つである A 地区の整備 面積：1,008㎡ 延べ床面積：2,584㎡ 店舗、住宅24戸 実施時期：平成20年度～平成25年度	一般社団法人西条市紺屋町 A 地区再開発共同事業体	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用者の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならなく、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20 年度～平成 25 年度	

■西条紺屋町商店街整備事業による住宅供給の概要					
地区	階数	構造	最高高さ（m）	計画戸数	状況
紺屋町	3（住宅部分）	R C	－	45	H20 より事業実施
【算出根拠】					
・ 45 戸（供給戸数）×2.13 人／世帯≒100 人					
※「2.13 人／世帯」は、人口のトレンドと世帯数のトレンド（対数回帰）から、平成 24 年の世帯人員を推計している。（63 ページの表「人口・世帯数推計結果」を参照）					
ii）（略）					
iii）空き家情報発信事業の効果による人口増加⇒20 人					
・平成 20 年より 2 ヶ年かけて空き家調査、情報発信等の準備を行う。					
・その後、3 年間で空き家活用戶数 9 戸（3 戸／年）を目標とする。なお、見込み人口の算出にあたっては、平成 24 年の世帯人員の推計値を用いて算出する。					
【算出根拠】					
・ 9 戸（供給戸数）×2.13 人／世帯≒20 人					
※「2.13 人／世帯」は、人口のトレンドと世帯数のトレンド（対数回帰）から、平成 24 年の世帯人員を推計している。（63 ページの表「人口・世帯数推計結果」を参照）					
2）目標達成に必要な事業等の考え方（略）					
3）フォローアップの考え方（略）					

4～5.（略）

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2]（2）①（略）

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市営泉町住宅建替事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：西条紺屋町商店街 A 地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つである A 地区の整備 面積：1,008㎡ 延べ床面積：2,584㎡ 店舗、住宅24戸 実施時期：平成20年度～平成24年度	一般社団法人西条市紺屋町 A 地区再開発共同事業体	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用者の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならなく、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20 年度～平成 24 年度	

			再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 市民のニーズに対応した商業店舗を設置します。 また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して24戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。						再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 市民のニーズに対応した商業店舗を設置します。 また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して24戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。				
事業名：西条紺屋町商店街B地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるB地区の整備 面積：2,120㎡ 延べ床面積：6,523㎡ 店舗、住宅48戸、駐車場23台 実施時期：平成20年度～平成25年度	一般社団法人西条市紺屋町B地区再開発共同事業	高齢者やこどもに優しく、些細なニーズにも対応する顔の見える専門店街を目指します。 また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して48戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20年度～平成25年度			事業名：西条紺屋町商店街B地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるB地区の整備 面積：2,120㎡ 延べ床面積：6,523㎡ 店舗、住宅48戸、駐車場23台 実施時期：平成20年度～平成24年度	一般社団法人西条市紺屋町B地区再開発共同事業	高齢者やこどもに優しく、些細なニーズにも対応する顔の見える専門店街を目指します。 また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して48戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20年度～平成24年度				
事業名：西条紺屋町商店街E地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるE地区の整備 面積：1,900㎡ 延べ床面積：3,021㎡ 複合医療施設、住宅28戸、駐車場38台 実施時期：平成20年度～平成25年度	一般社団法人西条市紺屋町E地区再開発共同事業体	市民の元気が湧き出るよう、高齢者にとって必要性の高い医療福祉機能を向上させます。 また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して28戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20年度～平成25年度			事業名：西条紺屋町商店街E地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるE地区の整備 面積：1,900㎡ 延べ床面積：3,021㎡ 複合医療施設、住宅28戸、駐車場38台 実施時期：平成20年度～平成24年度	一般社団法人西条市紺屋町E地区再開発共同事業体	市民の元気が湧き出るよう、高齢者にとって必要性の高い医療福祉機能を向上させます。 また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して28戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20年度～平成24年度				
(3)～(4) (略)													
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項〔1〕 (略)													
〔2〕 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業													
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項			

			再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 市民のニーズに対応した商業店舗を設置します。 また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して24戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。						再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 市民のニーズに対応した商業店舗を設置します。 また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して24戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。				
事業名：西条紺屋町商店街B地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるB地区の整備 面積：2,120㎡ 延べ床面積：6,523㎡ 店舗、住宅48戸、駐車場23台 実施時期：平成20年度～平成24年度	一般社団法人西条市紺屋町B地区再開発共同事業	高齢者やこどもに優しく、些細なニーズにも対応する顔の見える専門店街を目指します。 また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して48戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20年度～平成24年度			事業名：西条紺屋町商店街B地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるB地区の整備 面積：2,120㎡ 延べ床面積：6,523㎡ 店舗、住宅48戸、駐車場23台 実施時期：平成20年度～平成24年度	一般社団法人西条市紺屋町B地区再開発共同事業	高齢者やこどもに優しく、些細なニーズにも対応する顔の見える専門店街を目指します。 また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して48戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20年度～平成24年度				
事業名：西条紺屋町商店街E地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるE地区の整備 面積：1,900㎡ 延べ床面積：3,021㎡ 複合医療施設、住宅28戸、駐車場38台 実施時期：平成20年度～平成24年度	一般社団法人西条市紺屋町E地区再開発共同事業体	市民の元気が湧き出るよう、高齢者にとって必要性の高い医療福祉機能を向上させます。 また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して28戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20年度～平成24年度			事業名：西条紺屋町商店街E地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるE地区の整備 面積：1,900㎡ 延べ床面積：3,021㎡ 複合医療施設、住宅28戸、駐車場38台 実施時期：平成20年度～平成24年度	一般社団法人西条市紺屋町E地区再開発共同事業体	市民の元気が湧き出るよう、高齢者にとって必要性の高い医療福祉機能を向上させます。 また、新たなコミュニティを形成するため、縦空間を活用して28戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成20年度～平成24年度				
(3)～(4) (略)													
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項〔1〕 (略)													
〔2〕 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業													
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項			

	事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備 面積：1,249㎡ 延べ床面積： <u>333㎡</u> 店舗（産直市）、駐車場30台 実施時期：平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市を設置します。 地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 実施時期：平成24年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金			事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備 面積：1,249㎡ 延べ床面積： <u>331㎡</u> 店舗（産直市）、駐車場30台 実施時期：平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市を設置します。 地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 実施時期：平成24年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	
	事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備 面積：2,086㎡ 延べ床面積： <u>1,189㎡</u> テナント、公園、駐車場25台 実施時期：平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。 特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 実施時期：平成24年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金			事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業 内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備 面積：2,086㎡ 延べ床面積： <u>1,207㎡</u> テナント、公園、駐車場25台 実施時期：平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。 特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 実施時期：平成24年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	

(4) に移設						事業名：西条紺屋町商店街アーケード整備事業 内容：紺屋町商店街におけるアーケードの整備 延長：約150m 実施時期： 平成 20 年度～平成 24 年度	西 条 紺 屋 町 商 店 街 振興組合	アーケードの設置(現アーケードを取り払い整備する。)により来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 実施時期：平成 24 年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業						(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
略	略	略	略			略	略	略	略		
略	略	略	略			略	略	略	略		
事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備 面積：1,249㎡ 延べ床面積： 333㎡ 店舗(産直市)、駐車場30台 実施時期： 平成 20 年度～平成 24 年度	西 条 紺 屋 町 商 店 街 振興組合	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市を設置します。 地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 実施時期：平成 24 年度			事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備 面積：1,249㎡ 延べ床面積： 331㎡ 店舗(産直市)、駐車場30台 実施時期： 平成 20 年度～平成 24 年度	西 条 紺 屋 町 商 店 街 振興組合	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） 本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市を設置します。 地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 実施時期：平成 24 年度		

	事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備 面積：2,086㎡ 延べ床面積： <u>1,189㎡</u> テナント、公園、駐車場25台 実施時期：平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。 特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 実施時期：平成24年度		
	(4) に統合					
	略	略	略	略		
	略	略	略	略		
(2) ② (略)						
(4) 国の支援がないその他の事業						
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		
略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略		

事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備 面積：2,086㎡ 延べ床面積： <u>1,207㎡</u> テナント、公園、駐車場25台 実施時期：平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。 特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。	支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 実施時期：平成24年度			
事業名：西条紺屋町商店街アーケード整備事業（再掲） 内容：紺屋町商店街におけるアーケードの整備 延長：約150m 実施時期： <u>平成20年度～平成24年度</u>	西条紺屋町商店街振興組合	<u>アーケードの設置(現アーケードを取り払い整備する。)</u> により来街者の利便性の向上を図ります。	<u>支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</u> <u>実施時期：平成24年度</u>			
略	略	略	略			
略	略	略	略			
(2) ② (略)						
(4) 国の支援がないその他の事業						
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		
略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略		

略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
事業名：西条紺屋町商店街アーケード整備事業 内容：紺屋町商店街におけるアーケードの整備 延長：約150m 実施時期：平成24年度～	西条紺屋町商店街振興組合	アーケードの改修により来街者の利便性の向上を図ります。			

略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
(1)から移設 (2)①から移設					

8～11. (略)

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	(略)
	認定の手續	(略)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	(略)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	(略)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	(略)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	(略)
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	(略)
	基本計画の実施が設定目標	(略)

8～11. (略)

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	(略)
	認定の手續	(略)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	(略)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	(略)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	(略)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	(略)
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	(略)
	基本計画の実施が設定目標	(略)

	に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること			に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること		
	第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	(略)		第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	(略)	
		事業の実施スケジュールが 明確であること	全ての事業について、計画期間である 平成 <u>25</u> 年度までに完了及び着手でき る見込みのあるものです。			事業の実施スケジュールが 明確であること	全ての事業について、計画期間である 平成 <u>24</u> 年度までに完了及び着手でき る見込みのあるものです。	